

東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会規約実施細則

令和 6 年 3 月 19 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会規約（以下「規約」という。）第 57 条に基づき、当該規約の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(入居者による報告—規約第 10 条関係)

第 2 条 入居者が自治委員会へ行う報告は、電子メールによらなければならない。

(評価書—規約第 11 条関係)

第 3 条 自治委員会は、謝礼金等（規約第 11 条第 1 項に規定する謝礼金等をいう。以下同じ。）の対象となる者への各謝礼金等の額を記載した評価書を作成しなければならない。

2 前項の評価書は、謝礼金等の対象となる者の氏名、各月における職務での明らかな過失の有無、当該各月の過失割合（当該各割合を各月の謝礼金等の額に乗じた金額を減額する。監査役及び選挙管理委員の場合は、当該各割合の平均を当該謝礼金等の額に乗じた金額を減額する。）及び過失の態様が記載されなければならない。

3 前項の過失割合は、別表に掲げるとおりとする。

4 自治委員会は、第 1 項の評価書について、役員会の承認決議を受けるときは、評価された特定の個人を識別することができないように個人情報的加工するよう努めなければならない。

5 自治委員会及び自治委員は、第 2 項の各月の過失割合が任期中に累積して 100%に達した者の解任を検討しなければならない。

(稟議—規約第 26 条関係)

第 4 条 当会の支出決定、財産の取得又は処分、行事決定、公示（選挙管理委員会が行う公示を除く。）及び掲示許可その他重要な決定は、自治委員会の稟議（全ての自治委員及び監査役に公開されなければならない。）を経なければ、これを行うことはできない。

2 謝礼金等の支出決定は、請求又は支出をする入居者が稟議書を作成し、議長及び会計委員の承認を受けなければならない。

3 財産の取得又は処分は、自治委員会の決議によらない場合、自治委員が稟議書を作成し、議長の承認を受けなければならない。ただし、投棄物（財産的価値があるものに限る。）の取得又は処分をするときは、過半数の厚生委員の承認も受けなければならない。

4 行事決定（宿舎及び自治会並びにそれに準じた名称で行う行事に限る。）は、自治委員会の決議によらない場合、企画委員又は入居者が稟議書を作成し、議長及び全ての企画委員（企画委員が稟議するときは、議長及び過半数の自治委員とする。）の承認を受けなければならない。

5 公示は、自治委員が稟議書を作成し、議長及び作成者を除く自治委員の過半数の承認を

受けなければならない。

6 掲示許可その他重要な決定は、自治委員が稟議書を作成し、議長及び作成者を除く自治委員の過半数の承認を受けなければならない。

(投棄物の取得又は処分—規約第 26 条関係)

第 5 条 投棄物の取得又は処分は、入居者の所有権に配慮して行わなければならない。

2 投棄物の取得又は処分は、次の各号に掲げる場合、当該各号によらなければならないことができない。

一 当該投棄物がユニット内にあるもの場合 自治会が取得又は処分する旨を記載した書面を当該財産に貼ってユニット内の全入居者に 2 週間周知する。

二 当該投棄物がユニット外の宿舎内にあるもの場合 自治会が取得又は処分する旨を記載した書面を当該財産に貼って、かつ、広告して宿舎内の全入居者に 2 週間周知する。

三 前各号にかかわらず投棄物に財産的価値がないと判断される場合 公示期間を設けず即日処分する。

3 投棄物の取得又は処分に要した費用は、厚生委員が宿舎相談員に助言を求めた後、次の各号に掲げる投棄物について当該各号に掲げる者に請求することができる。

一 前項第 1 号の投棄物 前の所有者と推定される入居者又は退去者及び当該ユニット内の現時点の入居者

二 前項第 2 号及び第 3 号の投棄物 前の所有者と推定される入居者又は退去者

4 投棄物の取得又は処分をするときは、事前に投棄状態の撮影を行わなければならない。

(事業報告—規約第 26 条関係)

第 6 条 自治委員の事業報告は、毎会計年度終了後、役員会において行うものとする。

2 厚生委員は、前項の事業報告を行う場合、厚生委員、フロア長及びユニット長が作成する各清掃活動報告（規約第 34 条第 6 項の規定により自治委員会に報告されたものをいう。）を参照しなければならない。

(監査報告書—規約第 31 条関係)

第 7 条 規約第 31 条第 2 項第 10 号に規定する評価は、次に掲げる項目についてそれぞれ 5 段階（1 を「前期と比べて著しく悪化した」、2 を「前期と比べて悪化した」、3 を「前期と同じ程度だった」、4 を「前期と比べて改善した」、5 を「前期と比べて著しく改善した」とする。）でその状況並びに規約及び本細則に対する適合の評価をし、それぞれその理由を付さなければならない。

一 1 階清掃

二 2 階清掃

三 3 階清掃

四 4 階清掃

五 5 階清掃

- 六 大浴場（男）清掃
- 七 大浴場（女）清掃
- 八 会計
- 九 企画
- 十 自治委員及び監査役の多様性
- 十一 謝礼金の均衡
（清掃活動—規約第 34 条関係）

第 8 条 各清掃活動計画は、各職務の任期が開始する 1 か月以内に提出されなければならない。

- 2 各清掃活動計画は、清掃箇所、当該職務の任期中の各月に清掃活動を行う回数、清掃活動参加者数の上限、同下限、各月で重点的に清掃する箇所及び使用する清掃用具が記載されなければならない。
- 3 清掃活動報告は、清掃活動実施日時、清掃活動箇所、清掃活動参加者、清掃活動の概要、清掃困難な点（業者が実施すべき点を含む。）、当該事由その他清掃に関する要望及び清掃活動後の現況写真を記録した電磁的記録でなければならない。
- 4 当会が器物又は建造物の損壊を修繕した場合若しくは異常な汚損を清掃した場合には、これらに要した費用は、宿舎相談員と協議後、これらの原因についてその責任を負う入居者又は退去者に請求することができる。ただし、これらの者が自ら当該損壊又は当該汚損を報告したときは、当該費用の請求を軽減又はなしにしなければならない。
（公示—規約第 51 条関係）

第 9 条 宿舎内へ掲示することによって行う公示文書は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとして、文書番号を付けなければならない。

- 2 前条の公示文書は、次の各号に掲げる文書である場合、当該各号の名称で発行しなければならない。
 - 一 議長が入居者等に周知することを目的として発行する文書 「東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会」
 - 二 自治委員（議長を含む。）が入居者等に周知することを目的として発行する文書 「東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会 自治委員会」又は「東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会」の名称の横に空白を 1 字入れて各役職名を付した名称（役職名を付す場合は、議長を除く。）
 - 三 監査役が入居者等に周知することを目的として発行する文書 「東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会 監査役」
 - 四 選挙管理委員が入居者等に周知することを目的として発行する文書 「東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会 選挙管理委員会」
（聴聞—規約第 52 条関係）

第 10 条 自治会は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をお

いて、処罰の対象となる者（以下「対象者」という。）に対し、次に掲げる事項を書面（電磁的記録を含む。）により通知しなければならない。

- 一 予定される処罰の内容
- 二 処罰の原因となる事実
- 三 聴聞の日時及び場所
- 四 対象者が出席するとき、入居者の中から弁護人を選定し、同席させることが可能であること。

（聴聞の日時における審理の方式—規約第 52 条関係）

第 11 条 聴聞は、議長が主宰する。

- 2 対象者は、聴聞の日時に出席して、意見を述べることができる。
- 3 対象者は、正当な理由がある場合を除き、入居者の中から弁護人を選定し、聴聞会に同席させることができる。
- 4 この処罰により自己の利益を害されると主宰者に認められた者は、聴聞に参加し、意見を述べるができる。
- 5 聴聞の審理は、正当な理由がある場合を除き、非公開とする。

（聴聞報告書—規約第 52 条関係）

第 12 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した報告書を速やかに作成し、この報告書において、処罰の原因となる事実に対する対象者の陳述の要旨を記載しなければならない。

（処罰の手続き—規約第 52 条関係）

第 13 条 処罰は、役員会の決議を経て、自治委員会が行う。

- 2 処罰は、正当な理由がある場合を除き、書面（電磁的記録を含む。）とする。
- （入居者優先の原則）

第 14 条 当会は、入居者が当会に申し出る事項について、学生総会、役員会及び自治委員会に諮られる前に入居者自身で対応できないか再考するよう努めなければならない。

（細則の改正）

第 15 条 本細則の改正は、自治委員会に出席した自治委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（効力）

第 16 条 前条の規定による改正後の細則は、役員会の決議がない限り、自治委員会の決議後 2 週間以上の公示期間を経て施行するものとする。ただし、当該改正について役員会の決議をするため役員会の招集の請求があったときは、当該決議の日まで施行してはならない。

附則

- 1 本細則は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会規約実施細則（平成 29 年 6 月 22 日制定）は、

廃止する。

附則（令和 6 年 8 月 29 日）

本細則は、令和 6 年 8 月 29 日から施行する。

別表 過失割合の表（第3条関係）

過失の態様	対象者	過失割合
入居者、役員、監査役及び東京大学への1週間以内の返答の不作为	役員又は監査役	10%（監査役は20%）
自治委員会が決定した業務の不作为	役員	20%
産業医による施設巡視における指摘事項への不作为	フロア長又はユニット長	50%
	厚生委員（フロア長又はユニット長が欠けている場合）	20%
	議長（フロア長又はユニット長へ連絡の不作为があった場合）	10%
引継ぎの不作为	役員又は監査役	20%、40%、60%又は80%のいずれか